

たこと等が認められる。また、避難の有無にかかわらず、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについては、福島第一原発からの距離及びその位置する方角等から、本件事故後に一定程度の被ばくをした可能性を否定できず、それゆえ放射能に対する恐怖や不安を抱くこともやむを得ないものであるというべきである。

以上によれば、事故時住所が旧緊急時避難準備区域である原告らのうち、一般大人であった原告らについては、避難をした原告ら及び事故時住所にとどまった原告らの精神的苦痛は同等程度と評価するのが相当であり（なお、避難をした上で、避難を継続することの合理性が認められる期間の終期である平成24年8月31日より前に帰還した原告らについても同様である。）、平成23年3月11日から避難を継続することの合理性が認められる平成24年8月31日までの慰謝料として、合計180万円を認めるのが相当である。

イ 妊婦又は18歳以下であった者（別紙9-1の「区域区分」欄に「4」と記載された原告ら）について

妊婦及び子供については、前記アで指摘した事情に加え、一般に放射能による影響を受けやすいと認識されており、一般人においては、通常の成人であれば影響のない程度の被ばくであっても、妊婦及び子供については悪影響があると考えられることもやむを得ないものである。よって、事故時住所が旧緊急時避難準備区域である原告らのうち、本件事故日から避難の合理性が認められる平成24年8月31日までの間に妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らについては、事故後に一定程度の被ばくをした可能性があることに対する精神的苦痛は、一般大人と比較して大きいものと認められ、避難先での生活や旧緊急時避難準備区域内で引き続き生活する際にも、被ばく線量の低減を目的とする行動の制限の程度が大きくなることもやむを得ず、これによる精神的苦痛も比較的大きいものと認められるから、上記期間の慰謝料として、一人当たり200万円を認めるのが相当である。

#### (4) I市独自の避難要請区域

ア 一般大人（別紙9-1の「区域区分」欄に「5」と記載された原告ら）について

事故時住所がI市独自の避難要請区域である原告らの避難の相当性については、前記第2の6において説示したとおりであり、これらの原告らのうち避難をした原告らについては、平穏な日常生活を喪失し、避難要請の解除時期にも鑑みれば、本件事故前の居住地における社会生活の基盤を一定程度喪失したこと、十分な避難の準備ができないまま不便な避難生活を余儀なくされたこと等が認められ、他方で、事故時住所にとどまった原告らについても、約1か月程度と比較的短期間のものとはいえ地方公共団体から避難要請があり、空間放射線量も本件事故前よりやや高いとみられる地域に居住することで、放射能に対する不安や恐怖を感じたこと、避難をする者も相当程度いたことから、それらの人々とのつながりを喪失したこと、それらが相まって平穏な日常生活を喪失したこと等が認められる。また、事故時住所がI市独自の避難要請区域にある原告らについては、福島第一原発からの距離等に照らせば、本件事故直後においては、新聞報道等によっても十分な情報が得られない中で、相当程度の被ばくをした可能性があるとの恐怖を感じたとしてもやむを得ないものである。

以上によれば、I市独自の避難要請区域に居住していた原告らについては、避難をした原告らと事故時住所にとどまった原告らの精神的苦痛は同等程度と評価するのが相当であり（なお、避難をした上で、避難を継続することの合理性が認められる期間の終期である平成24年2月29日より前に帰還した原告らについても同様である。）、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの期間を通じて一般大人であった原告らについては、上記期間に対する慰謝料として、一人当たり60万円を認めるのが相当である。

イ 妊婦又は18歳以下であった者（別紙9-1の「区域区分」欄に「6」と記載された原告ら）について

平成23年3月11日ないし平成24年2月29日までの間に、妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らについては、前記アで指摘した事情に加え、一般に妊婦や子供については放射能による影響を受けやすいと認識されているから、I市独自の避難要請区域における空間放射線量が低線量の範囲にとどまるとみられるとはいえ、本件事故前よりも多くの被ばくをした可能性があることに対する上記原告らの精神的苦痛は、一般大人と比較して大きいものと認められる。また、同原告らにおいては、避難生活を送る際や、本件事故後平成24年2月29日までの期間においてI市独自の避難要請区域内で生活する際に、一般大人と比較して、被ばく線量の低減を目的とする行動の制限の程度が大きくなることもやむを得ず、これによる精神的苦痛も比較的大きいものと認められる。以上を踏まえれば、同原告らについては、上記期間における慰謝料として一人当たり70万円を認めるのが相当である。

#### (5) 自主的避難等対象区域

ア 一般大人（別紙9-1の「区域区分」欄に「7」と記載された原告ら）について

事故時住所が自主的避難等対象区域にある原告らの避難の相当性については前記第2の7において説示したとおりであるが、これらの原告らは、本件事故直後に十分な情報が得られない中で、避難をするか否かについての判断を迫られ、また、本件事故直後においては、本件事故前よりも多くの被ばくをしたことにより健康被害等が生じる可能性があることに対する恐怖や不安を感じたこともやむを得ないものと認められ、これらによって精神的苦痛を被ったものと認められる。さらに、避難をした者については、事故時住所における本件事故前の人々とのつながり等を一部喪失したことや、不便な避難生活を送ったこと等による精神的苦痛を、避難をせずに事故時住所にとどまった者においては、本件事故前よりも被ばく線量が増加した中で生活を続けることや、これに対する対応として日常的な行動が一部制限されること等による精神的苦痛をそれぞれ被ったものと認められる。

他方で、自主的避難等対象区域については、そもそも避難指示等がされておらず、また、福島第一原発から一定程度以上の距離があることに加え、本件事故後の空間放射線量も、客観的にみて健康被害が生じる可能性を一定程度以上増加させるものと認めることも困難であるという点が指摘できる。

以上を総合すれば、事故時住所が自主的避難等対象区域にある原告らについても、避難をした者と避難をしなかった者との間で、同額の慰謝料を認めるのが相当であり（なお、避難をした上で、避難を継続することの合理性が認められる期間の終期である平成24年2月29日より前に帰還した者についても同様である。）、上記原告らのうち、上記期間を通じて一般大人であった原告らについては、避難を継続することの合理性が認められる平成24年2月29日までの慰謝料として、一人当たり25万円を認めるのが相当である。

イ 妊婦又は18歳以下であった者（別紙9-1の「区域区分」欄に「8」と記載された者）について

前記アで指摘した事情に加え、上述のとおり、妊婦及び子供については、一般に放射能による影響を受けやすいと認識されており、自主的避難等対象区域においては、低線量の範囲にとどまるとみられるとはいえ、本件事故前よりも多くの被ばくをした可能性があることに対する精神的苦痛は、一般大人と比較して大きいものと認められる。また、避難生活を送る際や、

本件事故後平成24年2月29日までの期間において自主的避難等対象区域内で引き続き生活をする際に、一般大人と比較して、被ばく線量の低減を目的とする行動の制限の程度が大きくなることもやむを得ず、これによる精神的苦痛も比較的大きいものと認められる。特に、緊急時避難準備区域等と比較して放射線量がおおむね低い傾向にあり、避難指示等も出されなかった自主的避難等対象区域においては、妊婦又は18歳以下である者と一般大人との間において、放射線に対する感受性の相違についての認識等から、低線量被ばくに対する恐怖や不安の程度の差も相応に大きいものであったとみられるから、事故時住所が自主的避難等対象区域の原告らのうち、妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らについては、上記期間に対する慰謝料として一人当たり50万円を認めるのが相当である。

(6) K地域(別紙9-1の「区域区分」欄に「9」と記載された者)

K地域に居住していた原告3-39-1ないし3については、前記第2の8のとおり避難の合理性が認められるところ、これらの原告においては、事故時住所又はその周辺地域の客観的な放射線量を前提として後方視的にみれば、健康に対する不安を感じることが合理的であると認めるに足りる程度の被ばくをしたとはみられないものの、本件事故直後の十分な情報が得られない状況においては、原告3-39-3の当時の年齢が1歳9か月程度と幼少であったことを踏まえれば、被ばくをした可能性があることに対する不安、恐怖を感じることもやむを得ないものであり、そのような不安や恐怖を理由として避難をしたことにより不便な避難生活を送り、また、世帯の分離をしたことにより精神的苦痛を被ったこと等が認められる。他方で、そもそも同人らの事故時住所における空間放射線量が高かったことを認めるに足りる的確な証拠はなく、福島第一原発からの距離、方角等に加え、本件事故後のi j市の状況等その他本件に現れた一切の事情を総合すれば、原告3-39-3については20万円、原告3-39-1及び2については5万円をそれぞれ慰謝料として認めるのが相当である。

(7) 区域外(別紙9-1の「区域区分」欄に「10」と記載された者)

区域外に居住していた原告3-33-2は、前記第2の9のとおり、事故時住所は神奈川県1s市であり、週末をa o村において過ごしていた者であるところ、同人においては、本件事故によって被ばくをしたとの放射能に対する恐怖、不安を感じることが合理的とはいえないし、飽くまでも家族(妻及び孫)の避難のためにa o村に一時的に立ち入ったにすぎないから、生活の主たる本拠である神奈川県1s市における平穏な日常生活を喪失したとはいえない。

他方で、a o村において家族が自宅で生活し、原告3-33-2が週末を同自宅で過ごしていた等の上記生活状況に照らせば、本件事故当時、少なくとも同人の日常生活の一部はa o村において営まれていたと評価するのが相当であって、その限度で、平穏な日常生活を喪失したと認められる。そして、上記自宅の所在地が旧居住制限区域であり、本件事故後、平成29年3月31日に至るまで居住が制限されていたこと、財産上の損害については上述のとおり別途賠償がされていることを踏まえれば、同人の慰謝料としては5万円を認めるのが相当である。

(8) 避難の合理性が認められる期間内に未出生であった者(別紙9-1の「区域区分」欄に「11」と記載された者)について

原告らの中には、事故時住所が自主的避難等対象区域又はK地域である原告らから、各区域について避難の合理性が認められる期間が経過した後に出生した者がいるが(別紙9-1の「区域区分」欄に「11」と記載された者がこれに当たる)、そのような原告らは、本件事故当時及び避難の合理性が認められる期間内に出生しておらず、本件事故によって権利侵害により精神的苦痛を被ったと認めることは困難であるから、かかる原告らについて被告東電が賠償すべき精神的損害があるとは認められない。

(9) 別紙9-1の「区域区分」欄に「3」ないし「9」と記載された原告らのうち、避難の合理性が認められる期間内に「妊婦」であった者、これらの者から避難の合理性が認められる期間内に出生した者及び避難の合理性が認められる期間内に19歳に達した者について

前記(3)ないし(6)のとおり、旧緊急時避難準備区域、I市独自の避難要請区域、自主的避難等対象区域、K地域においては、妊婦又は18歳以下であった原告らについては、一般大人に比して相対的に高額な慰謝料を認めるのが相当であるが、他方、本件事故当時既に妊娠していた者に比して、避難の合理性が認められる期間の終期に近い時期から妊娠した者の被る精神的苦痛の程度が同程度であるということは困難であり、このことは、本件事故当時既に出生しており、避難の合理性が認められる期間を通じて18歳以下であった者と、本件事故後、その母親の事故時住所の避難の合理性が認められる期間内に出生した者との間の関係や、避難の合理性が認められる期間を通じて18歳以下であった者と、同期間内に19歳に達した者との間の関係についても、同様である。したがって、これらの原告らについては、出産した時期や、出生した時期、19歳に達した時期に応じて、具体的な慰謝料を算定するのが相当である。そこで、このような原告らについては、別紙9-1の「裁判所の判断の理由の補足」欄に認定すべき慰謝料額の理由を付記し、具体的な慰謝料額を同別紙の当該原告の「慰謝料額」欄に記載することとする。

3 慰謝料増額事由の有無(被告東電に故意又はこれと同視し得る程度の重過失があるか)について

(1) 原告らは、被告東電は、本件対象津波が来襲することを明確に予見していたにもかかわらず、自らの利益等を優先し、その対策に必要な措置を怠り、本件事故を生じさせたものであるから、故意又はこれに匹敵する重過失があり、原告らの慰謝料算定に当たっては被告東電の上記故意又はこれに匹敵する重過失が考慮されるべきである旨主張する。

しかし、次のとおり、被告東電において、故意又はこれに匹敵する重過失があり、それらが原告らの慰謝料算定に当たって考慮されるべきであるということはできない。

(2) この点、被告東電においては、前記第5部第1章第3の15のとおり、少なくとも平成18年耐震バックチェックにおける検討過程においては、平成20年推計の結果を認識しており、平成14年長期評価の見解に基づいて明治三陸地震と同様の波源モデルを福島県沖の日本海溝沿いに設定し、津波評価技術に基づく試算をした場合には、福島第一原発の敷地高さを5m以上も超える津波が来襲する可能性があることを認識しており、また、延宝房総沖地震の波源モデルを上記領域に設定したとしても、福島第一原発の敷地高さを超える津波が来襲する可能性があることを認識していたものと認められ、被告東電の内部においても、平成14年長期評価の見解を前提に対策を探る必要があるとして検討を進めるグループもみられたところである。上記に加え、原子力発電所において津波による浸水が生じた場合には全交流電源喪失に陥り、大量の放射性物質が放出される等の重大事故が生じる可能性があり、被告東電においてもこれを認識していたこと、平成14年長期評価は、被告国が設置した推進本部が公表した見解であったこと等を踏まえれば、被告東電においては、平成20年推計の結果を直ちに被告国に報告しなかったこと等、必ずしも万全の調査、検討を踏まえて平成14年長期評価の見解の扱いを検討していたとはいえない。

(3) しかしながら、平成14年長期評価の見解については、既述のとおり、公表時点においても十分な科学的根拠を伴ったものとはいえないものであり、公表後もこれに整合しない見解が示されるなどしていたのであって、被告国の内部に設けられた機関が、専門家らの議論の末に公表した知見であり、一学者の論文等とは異なる性質のものであったということを踏まえてもなお、原子力発電所の安全性確保に関し、直ちにこれを前提とした対策を採るべき知見であるとはいえないものであった。また、被告東電においても、平成14年長期評価の見解が公表された直後において、専門家であるe1に津波評価技術との相違について尋ねたところ、平成14年長期評価の見解がまとめられるまでには複数の反対意見も示されていたこと等が明らかになっていた。以上に加え、平成18年耐震バックチェックにおける検討においても、被告東電は、地震学者らに被告東電の対応方針を説明の上で、特段の反対意見がなかったことを踏まえて、平成14年長期評価の見解についてはさらに土木学会による検討に委ねることとしたものであったことを踏まえれば、科学的根拠が十分とも言い難い知見に対する扱いとして、被告東電の対応が全く合理性を欠いていたとまではいい難いものである。

(4) よって、被告東電に、原告らとの関係において、津波対策を著しく怠ったことについて故意又はこれに匹敵する重過失があるとは認められず、原告らの慰謝料算定において被告東電の故意又はこれと同視し得る重過失を考慮すべきであるということとはできないから、この点に関する原告らの主張には理由がない。

#### 4 各原告の慰謝料額

以上によれば、各原告（既述のとおり、訴訟承継が生じている場合には、被承継原告を含み、承継原告を含まない。）の本件事故による精神的苦痛に対する慰謝料としては、別紙9-1の各原告に対する「慰謝料額」欄記載の金額のとおりと認めるのが相当である。

#### 第4 弁済の抗弁について

##### 1 被告東電の新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張が時機に後れた攻撃防御方法の提出等に当たり、許されないかについて

(1) 原告らは、被告東電の新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張が、時機に後れた攻撃防御方法の提出であり、また、禁反言等にも当たり、許されない主張である旨主張し、確かに、被告東電の上記各主張は、被告東電が精神的損害との名目で支払った既払金（生活費増加費用と合算して支払われたものを含む。）のみを弁済の抗弁として主張し、原告らにおいて同金額の受領の有無等について認否を進めている中でされたものであり、当審における審理の終盤になって提出されたものである等、原告らの主張に沿う事情も認められる。

(2) しかしながら、原告らの主張する事情を踏まえてもなお、被告東電の上記各主張は、当事者に認められる訴訟活動の範囲を超えて著しく信義に反するものであり、禁反言に当たるとまでいうことは困難であるし、これを審理することによって訴訟の完結を遅延させるものではない（なお、下記2及び3参照）から、時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たるとまでいうこともできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がなく、被告東電が上記各主張をすることが許されず、却下されるべきであるということとはできない。

##### 2 財産的損害に対する賠償について

(1) 被告東電は、(1)1個の加害行為による損害項目が複数にわたる場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目に過ぎず、訴訟物としても1個としてみるべきであり、そのような請求権に対する弁済が便宜上損害項目ごとに弁済額を示してきている場合であっても、法的な効果としては、実体法上一つの請求権の総額に対して充当されるものとみるべきである。(2)弁済の当事者の意思としても、1個の事故による損害について、法的に損害として認められる金額よりも多くの金額を弁済として支払った（過大に弁済した）費目がある一方、弁済が不足する他の費目がある場合、過大に弁済した費目の超過支払額を不当利得として返還を求めた上で、再度不足する費目に対する弁済として支払うという迂遠な調整方法を意図しているとは考えられないから、訴訟物や請求権の個数の評価にかかわらず、費目間の融通が認められるべきである、などとして、本件訴訟において、財産上の損害に対する賠償との名目で支払った既払金も、精神的損害に対する慰謝料を請求する原告らの本件請求権に対する弁済として充当されるべきである旨主張する。

(2) しかし、1個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲のみ合意形成をして損害項目ごとに弁済をすることは相応にあり得るものであるところ、本件事故に関し、被告東電の公表賠償基準（前記認定事実（第1章）第5の6）や中間指針等においても損害項目を特定して賠償基準を示しており、また、ADR手続においても損害項目を特定した上で合意をしていることが一般的であるとみられる（甲E各号証等参照）。これらの賠償基準の定め方等に加え、本件事故の性質や、被告東電の賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、上記各合意書の記載内容等に照らせば、被告東電が原告らに支払った既払金については、直接請求のみをした原告らであるか、ADR手続を利用した原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済すると合意がされていたと容易に認められる（少なくとも、財産上の損害と精神的損害という被侵害利益を異にするものについては、別個のものとして弁済をしていることは明らかであり、そうであるからこそ、被告東電においても、本件訴訟の終盤に至るまで、精神的損害以外の賠償額を主張しつつも、かかる賠償額は事情として主張する趣旨であるとし、精神的損害に対する賠償額を弁済の抗弁として主張していたものである。）のであって、他の損害項目に充当されることがあり得るとの趣旨で弁済がされたと認めることは困難である。

よって、この点に関する被告東電の主張は採用できず、財産上の損害に対する賠償との名目で支払われた既払金を、本件事故により生じた精神的苦痛に係る慰謝料を請求する本件請求権に対する弁済として認めることはできない。

##### 3 世帯内融通の主張について

(1) 被告東電は、(1)本件事故に関して支払われた賠償金について、世帯の代表者が世帯構成員全員の損害についてまとめて請求し、被告東電がまとめて支払い、代表者がこれをまとめて受領していること、(2)生活の基盤をなす財産的損害の賠償や、慰謝料と合算して支払われた生活費増加分等、世帯構成員に共通する経済的利益の填補として支払われたものがあること、(3)賠償すべき額と支払われた額との間に過不足が生じている世帯構成員がいる場合に、世帯内融通を認める方が、簡便な調整であることなどを主張し、世帯内融通が認められるべきである旨主張する。

(2) しかし、そもそも、本件事故に関する賠償に関し、請求や被告東電による支払を世帯の代表者を通じて行っているのは、支払手続の簡易化のためにすぎないし、中間指針等及び被告東電の公表賠償基準においても、個人に対する損害としてその賠償内容が定められていることは明らかであって、世帯構成員全員に共通する経済的利益の填補に当たる部分があるとしても、飽くまでも個人の損害に換算した金額が賠償として支払われているとみられるのであるから、被告東電の上記主張は

到底採用できない。

4 事故時住所が自主的避難等対象区域又はK地域の原告らに対する弁済として充当すべき範囲について

(1) 被告東電は、精神的苦痛等に対する賠償として、概要、平成23年3月1日から平成24年8月31日までの間に、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、妊婦又は18歳以下であった期間がある者に対して、その時期に応じ、一人当たり48万円、40万円又は16万円（その内訳については、前記認定事実第5の6(3)及び(8)参照)を、上記期間中に一般大人であった者に対して一人当たり8万円を支払い、K地域に居住していた者のうち、妊婦又は18歳以下であった期間がある者に対して一人当たり24万円を支払うこととする旨の賠償基準を公表し、原則として上記金額を支払っている。

(2) もっとも、中間指針等及び被告東電の公表賠償基準によっても、上記既払金には、精神的苦痛に対する慰謝料のほか、生活費の増加費用という財産上の損害に対する賠償が一定の割合含まれていることは明らかである(丙A3、4、丙C21、22、24、25等参照)。このことは、事故時住所が自主的避難等対象区域の原告らと被告東電との間のADR手続における各合意書において、精神的苦痛に対する慰謝料が、おおむね、妊婦又は18歳以下の者については平成23年分として支払われた40万円のうち20万円、一般大人については同8万円のうち4万円として算出されていること及び原子力損害賠償紛争解決センターにおける標準的な取扱いとして慰謝料相当部分を上記のように扱うこととされていたこと(前記認定事実第6の3)とも整合するものである。

そうすると、被告東電の上記既払金について、その全額を、精神的苦痛に対する慰謝料を求めている本件請求権に対する弁済として充当することはできず、その一部のみが弁済として充当されるべきである。

そして、その範囲としては、上記ADR手続における取扱いや、被告東電が行っている自主的賠償が、本件事故によって避難等をした者に対して速やかに賠償を行うために、一定の画一性を持った取扱いをしているものであること等に鑑みれば、ADR手続の利用の有無にかかわらず、原則として、前記(1)の各金額の2分の1の金額を、慰謝料として認めるのが相当である(ただし、ADR手続の合意書等において、これと異なる扱いをすることを当事者間で合意していると認められる場合等には、当該合意書の記載等に従って充当することが相当であり、そのような場合には、別紙9-1「裁判所の判断の理由の補足」欄にその旨記載することとする。)。また、事故時住所がK地域の妊婦又は18歳以下であった者に対する既払金については、既払金24万円のうち、12万円を本件請求権に対する弁済として認めるのが相当である。

(3) 被告東電は、前記(1)の賠償は、いわゆる包括慰謝料として支払っている旨主張し、上記既払金の全額が弁済として充当されるべきである旨主張するが、そのような支払方法や賠償額の算定方法は、生活費の増加費用及び避難費用を個別に算出することが困難であることを踏まえた賠償方法の選択の問題にすぎず、生活費の増加費用に相当する部分等は、飽くまでも財産上の損害に対する賠償であるから、慰謝料が一般的に賠償すべき損害額の調整的要素を果たしているとの点を考慮してもなお、被告東電の主張は採用できない。

(4) なお、事故時住所が自主的避難等対象区域又はK地域の妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らに関し、精神的損害に対する賠償が、(1)本件事故後平成23年12月末までと、(2)平成24年1月1日から同年8月31日までの2つの期間に対応するものとしてそれぞれ支払われていることがあるが、原告らは、本件訴訟において、本件事故により被った精神的苦痛に対する慰謝料の支払を求めているところ、その慰謝料請求権は各原告について1個であることを踏まえれば、上記各賠償については、対応するとされる期間にかかわらず、いずれについても本件請求権に対する弁済として考慮に入れるべきである(当該各賠償の2分の1を充当すべきであることは前記(2)のとおりである。)

5 事故時住所が自主的避難等対象区域又はK地域以外の区域である原告らに対する弁済について

原告らは、事故時住所が帰還困難区域等、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及びI市独自の避難要請区域の原告ら並びに原告3-33-2については、被告東電から精神的損害に対する賠償名目で支払を受けているものの、本件請求権と上記既払金は、その賠償対象とする損害を異にするとして、弁済として充当すべきでない旨主張する。

しかし、原告らが本件訴訟において主張する精神的苦痛は、いずれも本件事故を理由として、避難をしたことあるいは避難をせずに事故時住所にとどまったことによって本件事故前とは異なる環境下での生活を余儀なくされたこと等によって生じた精神的苦痛であって、原告らが主張するいわゆる「ふるさと喪失」等を原因とする精神的苦痛も、同様に避難によって生じた精神的苦痛に含まれるものであるというべきである。そして、中間指針等は、その内容に照らせば、本件事故によって避難等を余儀なくされたこと又は避難をしなかった者も特に空間放射線量等の点において本件事故前と異なる環境下での生活を余儀なくされたこと等によって生じた精神的苦痛を賠償対象としていると認められるから、原告らの本件請求権とは賠償対象とする損害を異にしているということとはできない。

また、本件事故によって原告らに生じた精神的苦痛には、上述のとおり様々な内容が含まれるものの、これらはそれぞれ重なり合う、または一体の接続した損害内容であって、これらを個別に細分化して損害を算定することは相当ではなく、かつ、困難であり、本件事故によって生じた精神的損害に係る賠償請求権は1個であるというべきである。以上に加え、事故時住所が避難指示等対象区域である原告らの被害の性質及び程度、上記各区域に居住していた者に対する賠償の実情等(ADR手続の合意書等の丙E各号証参照)を踏まえれば、精神的損害に対する賠償として支払われた既払金については、その全額を原告らの本件請求権に対する弁済として充当するのが相当である。したがって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

6 元本充当の黙示の合意

前記認定事実において認定した中間指針等及び被告東電の公表賠償基準の内容等に加え、弁論の全趣旨を併せ考慮すれば、原告らと被告東電の間では、被告東電による精神的損害に対する賠償は慰謝料の元本に充当され、充当された元本に対する平成23年3月1日から支払日までの遅延損害金支払義務は免除されるとの内容の黙示の合意が成立していると認められるのが相当であり、これを覆すに足りる事実及び証拠はない。

よって、被告東電が原告らに対して、本件請求権に対する弁済をしたと認められる場合には、当該弁済は元本に充当し、弁済により消滅した元本に係る遅延損害金についてはこれを認めないのが相当である。

7 小括

以上によれば、被告東電の原告らに対する既払金のうち、本件請求権に対する弁済として認められるのは、別紙9-1の「弁済金額」欄記載の各金額であると認められる。

## 第5 各原告の認容額について

### 1 認容すべき慰謝料の額

以上で説示したところによれば、原告らの精神的苦痛に対する慰謝料（訴訟承継が生じている場合には、被承継原告の精神的苦痛に対する慰謝料を含み、承継後原告の訴訟承継により承継した部分を含まない。）としては、別紙9-1の各原告に対する「慰謝料額」欄記載の金額をそれぞれ認めるのが相当であり、これに対し、被告東電の弁済の抗弁として、それぞれ別紙9-1の「弁済金額」欄記載の金額を認めるのが相当であるから、原告らの請求（上記同様、訴訟承継が生じている場合には、被承継原告の請求を含み、承継後原告の訴訟承継により承継した部分を含まない。）のうち、認容すべき慰謝料の金額は、別紙9-1の「弁済後残額」欄記載の金額である（同欄に「0」と記載がある原告らの請求については、理由がない。）。

そして、別紙9-1において、原告番号1-77-1、3-47-1、3-51-2、3-55-1、3-69-4、4-7-2と記載された者らについては、本件訴訟係属中に死亡したことにより訴訟承継が生じ、それぞれ別紙9-2「被承継原告」欄に対応する同別紙「原告番号」欄記載の各原告が、同別紙「裁判所の判断の理由の補足」欄記載の割合等によって相続したと認められるから、訴訟承継が生じた上記各原告の請求に係る部分については、それぞれ別紙9-2「弁済後残額」欄記載の金額を慰謝料として認容すべきである。

### 2 弁護士費用

前記1において認容すべき部分がある原告らについては、認容すべき慰謝料の金額の約1割に当たる金額（ただし、1000円未満は切り捨て）の弁護士費用を本件事故と相当因果関係のある損害として認めるのが相当であり、具体的には、別紙9-1及び別紙9-2の「弁護士費用」欄記載の各金額をそれぞれ弁護士費用として認めるのが相当である。

### 3 小括

よって、原告らの被告東電に対する予備的請求について、認容すべき金額は、各原告に対応する別紙9-1及び別紙9-2の「合計」欄記載の各金額となる。また、同欄に「0」と記載された各原告については、被告東電に対する予備的請求に理由がないから、これをいずれも棄却するべきである（なお、別紙9-1及び別紙9-2の双方に記載のある原告らについては、上記各別紙の「合計」欄記載の金額を合算した金額を認容すべきである。）。

## 第7部 結語

以上によれば、原告らの被告国に対する請求及び被告東電に対する主位的請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、原告らの被告東電に対する予備的請求については、別紙2認容額等一覧表の「認容額」欄に数額の記載された各原告につき、同欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月1日（ただし、同一覧表「遅延損害金起算日」欄に日付の記載がある原告については、同欄記載の日）から各支払済みまで民法（ただし、平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれらはいずれもその範囲で認容し、上記各原告のその余の請求及び別紙2認容額等一覧表の「認容額」欄に「棄却」と記載された各原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとする。

また、訴訟費用については民訴法61条、64条本文をそれぞれ適用し、仮執行の宣言につき同法259条1項を、仮執行の免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用する。

よって、主文のとおり判決する。

## 第1民事部

（裁判長裁判官 篠原礼 裁判官 谷田好史 裁判官関亮照は、転補につき、署名押印することができない。裁判長裁判官 篠原礼）

別紙1

別紙2

別紙3

別紙4-1

別紙4-2

別紙4-3

別紙4-4

別紙4-5

別紙4-6

別紙4-7

別紙4-8

別紙4-9

別紙4-10

別紙5

別紙6

別紙7

別紙8

別紙9-1

別紙9-2

別紙10

別紙11

別紙12

別紙13